

広島県合同輸血療法委員会活動概要

〈沿革〉

- ・平成3年度から「広島県血液製剤使用に係る懇談会」を設置し、開催。
- ・平成16年度から「広島県輸血懇話会」を開催。
- ・平成23年度から「広島県血液製剤使用に係る懇談会」及び「広島県輸血懇話会」を統合・改組し、「広島県合同輸血療法委員会」を設置し、開催。

〈現状〉

- ・毎年度、全体会議1回、幹事会2～3回、研修会1回開催。
- ・委員会は医療機関委員17名、学識経験者4名、関係団体5名、その他3名の29名で構成。
- ・総供給数上位100医療機関等を対象に「輸血療法の実施に関するアンケート調査」を実施。
- ・訪問相談応需事業を実施。
- ・平成27年度の新規事業として、「輸血前後の感染症検査の手順書」及び患者携帯用の「輸血手帳ひろしま」を作成。

〈広島県合同輸血療法委員会開催状況〉

開催年月日	事業名	開催場所	内 容
平成23年2月26日	輸血療法委員会情報交換会	ホテルグランヴィア	1. 輸血療法委員会の運営状況について 2. 広島県合同輸血療法委員会の設置について。
平成23年7月9日	委員会	ホテルグランヴィア	1. 合同輸血療法委員会の設置について 2. 基調講演 「秋田県合同輸血療法委員会による血液製剤適正使用推進」 (秋田県赤十字血液センター所長 面川 進) 3. 委員会活動方針
平成24年3月10日	研修会	広島鯉城会館	1. 「輸血療法に関するアンケート」調査報告 (広島大学大学院 医歯薬学総合研究科疫学・疾病制御学 教授 田中純子) 2. 「日本赤十字社が実施する血液事業の運営体制について」 (日本赤十字社 中四国ブロック血液センター設置準備室 副室長 西田一雄) 3. 医療機関からの報告 (1) 「当院の輸血療法委員会の現状報告」 (国家公務員共済組合連合会 呉共済病院検査部 主任 荒谷千登美) (2) 「救命救急センター併設病院における血液製剤使用の現状」 (福山市民病院 中央手術部長 小野和身) 4. 特別講演 「適正輸血とは何だろう」 － ガイドラインと輸血の現状から、明日の輸血につなげたいこと － (東京慈恵会医科大学附属病院 輸血部診療部長 教授 田崎哲典)
平成24年7月28日	委員会	日本赤十字社中四国ブロック血液センター	1 平成23年度事業の報告 (委員会、研修会及び輸血療法に関するアンケート調査) 2 平成24年度事業の検討 3 特別講演 「旭川医科大学病院における輸血療法委員会活動

開催年月日	事業名	開催場所	内 容
			～血液製剤適正使用方針の策定とその効果～ (旭川医科大学病院 臨床検査・輸血部 准教授 紀野修一)
平成25年2月2日	研修会	広島県情報 プラザ	1 「輸血療法に関するアンケート」調査報告 (広島大学大学院 医歯薬学総合研究科疫学・疾病制御学 教授 田中純子) 2 医療機関からの事例発表 (1)「広大病院の輸血の現状」(広島大学病院 准教授 藤井輝久) (2)「当院における輸血療法委員会の活動および現状報告」 (国立福山医療センター 山本暖) (3)「当院での輸血療法委員会と輸血の現状」(庄原赤十字病院 佐藤知義) 3 特別講演 「危機的出血への対応ガイドライン」を生かすために (順天堂大学医学部麻酔科学・ペインクリニック講座 教授 稲田英一)
平成25年7月27日	委員会	KKRホテル 広島	1 平成 24 年度事業の報告 (委員会, 研修会及び輸血療法に関するアンケート調査) 2 平成 25 年度事業の検討 3 特別講演 「輸血用血液の安全性向上への変遷」 (広島大学大学院医歯薬保健学研究院 疫学・疾病制御学 教授 田中純子) 4 各医療機関の状況報告及び意見交換
平成26年2月15日	研修会	国保会館	1 「輸血療法に関するアンケート」調査結果中間報告等 (広島大学病院 輸血部部長 藤井 輝久) 2 「訪問相談応需事業について」 1) 相談事業の概要 (広島県合同輸血療法委員会委員長 高田 昇) 2) 各医療機関の状況について ・「当院における訪問相談後の改善点」(広島市立安佐市民病院 吉森 雅弘) ・「当院における輸血療法委員会の現状報告と輸血訪問相談報告」 (JA広島総合病院 笹谷 真奈美) 3 特別講演 「全医療人で達成する良質な輸血医療」 福島県立医科大学 医学部長・副学長輸血・移植免疫学 教授 大戸 齊)
平成26年7月26日	委員会	国保会館	1 平成 25 年度事業の報告 (委員会, 研修会及び輸血療法に関するアンケート調査) 2 平成 26 年度事業の検討 3 特別講演 「輸血医療の均てん化にチャレンジ 小規模医療施設における輸血医療の特徴とその支援」 (金沢赤十字病院 検査部 二木敏彦) 4 各医療機関の状況報告及び意見交換
平成27年1月31日	研修会	県庁講堂	1 「輸血療法に関するアンケート」調査結果中間報告等 (広島大学病院 輸血部部長 藤井 輝久) 2 ワークショップ「どうするんだ!?輸血前後の感染症検査」 広島県赤十字血液センター 入船秀典, 広島赤十字・原爆病院 楠木晃三 三次市立三次中央病院 熊澤鈴子, 荒木脳神経外科病院 西田麻衣子 3 特別講演 「看護師として実践する Patient Blood Management」 (青森県黒石市国民健康保険黒石病院 西塚和美)

開催年月日	事業名	開催場所	内 容
平成27年6月27日	委員会	中四国ブロッケン血液センター	1 役員の選任 2 平成 26 年度事業の報告 (委員会, 研修会及び輸血療法に関するアンケート調査) 3 平成 27 年度事業の検討 4 「輸血前後の感染症検査の手順書」に係る各医療機関の状況報告及び意見交換
平成28年2月6日	研修会	KKRホテル 広島	1 副作用事例報告 ・「possible TRALI症例について」 (国立病院機構呉医療センター 高蓋寿朗) ・「遅発性溶血性副作用について」 (庄原赤十字病院 佐藤知義) 2 報告 ・「輸血療法に関するアンケート」調査結果報告 (広島大学医歯薬保健学研究院教授 田中純子) ・「輸血前後の感染症検査の手順書」作成状況等 (広島県合同輸血療法委員会副委員長 藤井輝久) 3 特別講演 「知っておきたい輸血の副作用と対策」 (山口大学医学部附属病院 輸血部 准教授 藤井康彦)

〈各年度別報告書〉

【平成 23 年度】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/h23goudou-houkoku.html>

【平成 24 年度】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/h24goudouyuketuhoukokusyo.html>

【平成 25 年度】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/h25goudouyuketuhoukokusyo.html>

【平成 26 年度】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/h26goudouyuketuhoukokusyo.html>

【平成 27 年度 (予定)】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/h27goudouyuketuhoukokusyo.html>

〈設置要綱〉

広島県合同輸血療法委員会設置要綱

（目 的）

第1条 本会は、医療機関における輸血療法委員会相互の情報交換を図り、広島県内における輸血医療の標準化をめざすものとする。

（構 成）

第2条 本会は次に掲げる者によって構成する。

1. 広島県内医療機関の輸血療法委員会から選出された者（委員長又は副委員長若しくは特に当該機関の長から推薦のあった者）
2. 学識経験者
3. 医師会、病院協会、薬剤師会、臨床検査技師会、看護協会から選出された者
4. 広島県赤十字血液センター職員
5. 広島県血液行政担当者
6. その他必要と認められる者

（名 称）

第3条 本会は、「広島県合同輸血療法委員会」と称する。

（役 員）

第4条 本会役員として委員長、副委員長、幹事を置く。

1. 委員長は、委員の互選により定め、会を代表し、必要に応じ会議を招集し、議長となる。
2. 副委員長は、委員の互選により定め、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 幹事は、定数を含め委員の互選により定め、会議の招集、議題の選定に際し、委員長及び副委員長を補佐する。

（任 期）

第5条 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。

ただし、補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員任期は、前項の規定を準用する。

（委員会の開催）

第6条 本会は年1回開催する。（必要に応じ、幹事会を開催する。）

（事 業）

第7条 本会は第1条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 情報交換（医療機関ごとの血液製剤の使用状況など）
2. 輸血医療の標準化
3. 研修会の企画
4. その他血液製剤の適正使用を推進のために必要なこと

（事務局）

第8条 本会の事務を処理するため、広島県健康福祉局業務課及び広島県赤十字血液センター学術・品質情報課に事務局を置く。

（その他）

第9条 本要綱に定めるものの変更等については、本会において協議し定める。

2. 本要領に定めるもののほか、必要な事項は本会において協議し、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。